

[令和元年 11 月 26 日受理]

陳情第 2 号

件 名 鹿屋市施設使用料の見直しに伴うテニス場使用料について

提出者

鹿屋市笠之原町 7235 番地 5

鹿屋さくらソフトテニスクラブ

会長 矢野 務

---

【要 旨】

私たち鹿屋さくらソフトテニスクラブは、毎週月曜日、水曜日及び金曜日の 10 時から 14 時まで、中央公園テニス場の 2 面を使用して、クラブ員の健康維持・増進を目指して、平均年齢 70 歳代の男女 10 名前後で常時活動を続けております。

これまでコート 1 面の使用料が 1 時間 110 円でしたが、10 月 1 日から 1 時間 310 円となりました。以前は、年間 10 万円近くの使用料支払いで済んでおりましたが、これが 3 倍になり、私たち年金生活の高齢者にとってはボール代等を合わせての負担がずしりとのしかかってくる。

高齢化が進行する中、要介護認定者数や医療費は増加傾向にあり、より一層の健康づくりの推進が求められることから、鹿屋市は健康づくり条例を制定しております。私たち鹿屋さくらソフトテニスクラブの会員一同、週 3 日の日中のソフトテニスを通して、まさしく鹿屋市健康づくり条例にある主体的な健康づくりを実践し、医療費削減に貢献していると自負しております。

私たちが使用している曜日と時間帯は、まずほとんど他団体の使用はありません。年間を通して常時テニス場を使用する私たち高齢者クラブへのテニス場使用料の軽減について、検討していただきたく陳情いたします。

記

[陳情事項]

- 1 年間を通して平日に使用している高齢者クラブのテニスコート使用料を、半額程度に減額していただきたい。
- 2 健康づくりに取り組む高齢者が気軽に鹿屋市の施設を利用できるように、高齢者の負担軽減を検討していただきたい。